

## 広島県病院事業管理規程第三号

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十二月二十一日

広島県病院事業管理者 浅 原 利 正

### 広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程

広島県病院事業職員給与規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第一号イ中「三千三百円」を「三千五百五十円」に改め、同号ロ中「二千九百円」を「三千百円」に改め、同号ハ中「二千円」を「二千五百円」に改める。

第十六条第一号中「二万円」を「二万円」に改め、同条第二号中「七千二百円」を「七千四百円」に改め、同条第三号中「四千二百円」を「四千四百円」に改める。

第二十条第一項を次のように改める。

前条の規定により指定職員に期末手当を支給する場合は、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の四十二」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十一・五」と、「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の十五・七五」と、同項第三号中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の四十二」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十一・五」と、「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の十五・七五」とする。

第二十条第二項中「百分の九十」を「百分の九十二・五」に、「百分の九十五」を「百分の九十七・五」に改め、同項第一号中「百分の九十五」を「百分の九十七・五」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の九十」を「百分の九十二・五」に改める。

### 附 則

#### （施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第九条第二項第一号の改正規定は、平成三十一年一月一日から施行し、第二十条第一項の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この規程による改正後の広島県病院事業職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）（第十六条及び第二十条第二項の規定は、平成三十年四月一日から適用する。）

#### （給与の内払）

3 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の広島県病院事業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。